

焼津市農業委員会 6 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 2 時 ～ 午後 3 時 30 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地法第 3 条許可に係る買受適格者証明書交付後の報告について

第 5 号 農地法第 5 条届出に係る買受適格証明書の交付について

第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可通知について

第 8 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告第 9 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進その他事務の実施状況の公表について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 6 年 6 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。5 番鶴橋俊次委員、14 番吉田とり委員、両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 8 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 8 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 8 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 8 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 10 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 10 を朗読後、説明】 申請地の場所は、国道 150 号と県道静岡焼津線の木屋川橋交差点より南へ約 600 メートルに位置する市街化調整区域内の農地です。 譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものがあります。 農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 9 番	6 月 8 日に地区の農業委員、推進委員 5 名で現地調査を行いました。筆が細かく分かれています、叔父、叔母、父の所有する農地です。譲受人はキャベツ等の野菜作りに励んでおり、昨年あたりから、近隣の農地を取得し耕作を進めていて、今回も規模拡大のため申請に至りました。 付近には農業用倉庫があり、筆は分かれたままにしておき、枝豆、キャベツ等 6 種類程、いろんな野菜を作るとのことです。 今後も、他の農地を取得していきたいとの希望があります。周りの農地に及

	ぼす影響はないと思われ、地区審査では許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 10 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 10 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 11 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 11 を朗読後、説明】 申請地の場所は、大島タウンより北へ約 100m に位置している市街化調整区域内の農地です。 譲受人においては、農業経営はありませんが、隣地の宅地を購入すると同時に、オリーブ・ブルーベリー等の果樹栽培のため、今般の申請に及んだものがあります。 耕作については、果樹の苗木からの栽培とのことであり、周辺は宅地に囲まれていることから、農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 大型の農機具の保有はありませんが面積も大規模ではないため、問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 9 番	6 月 8 日に地区の担当委員で現地確認を行いました。 隣接する宅地の購入に伴い、農地も併せて取得をするという申請になります。 譲受人は農家ではないため、農機具の保有はありませんが、ブルーベリー等の果樹を栽培したいという申請です。 周りへの農地への影響は無いであろうと考えます。地区審査では、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 11 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 11 を許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 12 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 12 を朗読後、説明】 申請地の場所は大井川庁舎から北東へ約 500m に位置している市街化調整区域内農地、及びはばたき橋から北東へ約 600m に位置している市街化調整区域

	内農地であります。 申請地は、現在譲受人が利用権を設定し、耕作を行っているところでありますが、今回、申請地を譲受人より取得し、引き続き耕作を行うべく申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 16番	事務局の説明のとおりです。 親子間の農地の売買の案件となります。 6月8日に静浜の委員全員で現地調査を行いましたところ、現状、ほとんど梅の木が植わっていました。 名義が変更されるのみで、現状の耕作状況について、変更は無いため、今後とも同様に耕作が続くと思います。地元委員としては地区では許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	併せて、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 30番	相川地区の上泉の土地について確認を行いました。梅園として管理されている土地で問題はないと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号12を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号12を許可することに決定しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号9を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号9を朗読後、説明】 申請地の場所は、先ほどの3条申請議案と同じ大島タウンより北へ約100mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、大島の農地について、自己住宅敷地への進入路として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、隣接する宅地を譲渡人から購入するにあたり、前面道路が狭く、車での交通に支障があることから、今回の申請に及んだものであります。 申請地の北側・西側は道路、南側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。申請地の現況は畑で、道路及び宅地に囲まれ、周辺農地へ

	の影響はないと判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 9 番	先ほど審議が行われた議案第 1 号、番号 1 1 と同じ場所の件であり、購入する宅地に入るための進入路部分となります。当該地域については、狭い通路が多々ある場所となっています。 周りの農地に及ぼす影響は非常に少ないと考えますので、地区審査では、許可に問題はないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 9 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 9 を許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、番号 1 0 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 1 0 を朗読後、説明】 申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地のすぐ北側に位置している第 1 種に該当する農地です 本件は、譲受人が現在借用している資材置場について、所有者から返還を求められたため、工務店所在地周辺を含め、代替地を確保したく、譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側、東側、西側は宅地、南側は道路であります。 審査したところ、申請の選定に当たっては、周辺の複数の宅地・雑種地・3 種農地等で検討をしていただきましたが、地主の了解を得ることができなかったため、この場所を選定したものです。 本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺を道路及び宅地に囲まれ、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 1 9 番	詳しくは事務局から説明があったとおりです。 譲受人は、土木建築業を営んでおり、現在資材置き場で使用している場所が返還を求められていたところ、譲渡人が協力してくれるということで、本申請にいたりました。

	周辺に農地も少なく、影響も少ないと思われることから許可相当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第２号、番号１０を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第２号、番号１０を許可することに決定しました。 次に、議案第２号、番号１１を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第２号、番号１１を朗読後、説明】 申請地は、はばたき橋より北西へ約５００ｍに位置している第１種に該当する農地です。 本件は、上泉の農地について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。 借人においては、現在は、夫婦はまだ別々に生活をしていますが、同居するに際し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は宅地、東側及び南側は畑、西側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第１種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。
推進委員 ３０番	６月７日に委員で現地調査に行ってまいりました。 使用貸借権による分家住宅の農地転用の申請になります。 隣接する農地への用水、排水等、影響が少ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第２号、番号１１を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第２号、番号１１を許可することに決定しました。 次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」、番号１を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第３号、番号１を朗読後、説明】

	本件は相続税の納税猶予を受けるため、税務署に届出をする際に添付する証明書類になります。納税猶予の適用を受けた農地は、市街化区域の農地については20年間、また市街化調整区域の農地については終身、農地として利用を続けなければならないことになっています。 本件の申請地等を調査した結果、申請地は、田及び畑として利用できる状態で適正に管理されており、相続人も、引き続き農業経営を行うと認められるものと判断できることから、証明書を交付することに問題ないと判断されます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは小川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 20番	6月7日、地区委員3名で現地調査を行いました。 申請者は、被相続人が所有している頃から経営、耕作を続けているものであり、納税猶予の申請については、許可が適当であろうと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号1を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号1を許可することに決定しました。 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	案件の明細は、表のとおりであります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。 次に、報告第9号「令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進その他事務の実施状況の公表」について、議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	こちらは、焼津市農業委員会の昨年度の1年間の活動を取りまとめて、今月中に県へ報告し、ホームページで公表するというもので、様式は国の方で定められております。 昨年4月の総会にて設定した目標に対して、その結果はどうだったかの内容を取りまとめたものであります。 主な点のみ説明させていただきます。資料のとおり、最適化活動の農地の集積率については、目標が年度末集積面積、541ha、集積率では38.1%でしたが、実績といたしましては、集積面積は512.9ha、集積率は36.1%で、目標を下回

	る結果でした。 次に、遊休農地の発生防止・解消について、既存遊休農地の解消の目標面積は 1.2ha でありましたが、実績の既存遊休農地の解消の実績面積は 2.1ha で、目標に対する達成状況は 175% で、目標に対して期待通りの結果が得られました。 最適化活動実績表については、日常的な農地の見守り活動など、最適化活動に該当するもので活動記録簿への記載等、活動の内容の記入を忘れずお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を許します。質疑、意見はありませんか。 【質疑なし】 無いようですので、質疑、意見を打ち切ります。 お諮りします。報告第 9 号を承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 それでは、報告第 9 号を承認することに決定しました。 以上をもちまして、令和 6 年 6 月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。